

○那須烏山市龍門ふるさと民芸館設置、管理及び使用料条例

平成17年10月1日条例第120号

改正

平成18年8月28日条例第26号

平成22年3月19日条例第8号

平成29年3月1日条例第5号

那須烏山市龍門ふるさと民芸館設置、管理及び使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条及び法第244条の2の規定に基づき、龍門ふるさと民芸館の設置、管理及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年条例26号〕

(設置等)

第2条 市が有する文化財、民俗資料及び民芸品等を展示するとともに民芸品、農産物などの販売を行い、施設の振興、活性化を図るため、市に龍門ふるさと民芸館（以下「ふるさと民芸館」という。）を設置する。

2 ふるさと民芸館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須烏山市龍門ふるさと民芸館
- (2) 位置 那須烏山市滝414番地

3 ふるさと民芸館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 龍神洞
- (2) ロビー兼展示場兼直売所
- (3) 会議室
- (4) その他の施設

(管理)

第3条 ふるさと民芸館の管理は、市長が行う。

2 ふるさと民芸館は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

3 市長は、ふるさと民芸館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にふるさと民芸館の管理を行わせることができる。

4 前項の規定により指定管理者にふるさと民芸館の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続等については、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等

に関する条例（平成18年那須烏山市条例第21号）の定めるところによる。

- 5 指定管理者が行う管理の業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) ふるさと民芸館で行う事業の運営に関すること。
 - (2) ふるさと民芸館の使用の許可に関すること。
 - (3) ふるさと民芸館の施設及び附帯設備の維持管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 6 市長は、前3項の規定により指定管理者にふるさと民芸館の管理を行わせる場合においても、次の各号のいずれかに該当するため、必要があるときは、前項に規定する指定管理者が行う管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- (1) 指定管理者を指定することができないとき。
 - (2) 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者が行う管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (3) 指定管理者が災害その他やむを得ない事由によりその管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となったとき。
- 7 第3項から前項までの規定により指定管理者にふるさと民芸館の管理を行わせる場合における第5条から第8条まで、第10条、第11条、第13条及び第15条の規定の適用については、第5条第2項及び第6条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前項」とあるのは「市長の承認を得て、前項」と、第7条、第8条、第10条及び第11条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同項第3号中「職員」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第13条第2項及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

全部改正〔平成18年条例26号〕、一部改正〔平成22年条例8号・29年5号〕

(業務)

第4条 ふるさと民芸館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市の文化財、民俗資料及び民芸品の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 民芸品、農産物等の販売に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

(利用時間)

第5条 ふるさと民芸館の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、別表に掲げる施設については、午前9時から午後9時30分まで利用することができる。

- 2 市長は、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(休日)

第6条 ふるさと民芸館の休日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 市長は、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず臨時に休日を定め、又は休日
にふるさと民芸館を利用させることができる。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(使用の許可)

第7条 ふるさと民芸館の別表に掲げる施設及び当該施設に附属する設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をするときは、ふるさと民芸館の管理上必要な条件を付することができる。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(使用の制限)

第8条 市長は、施設等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ふるさと民芸館の管理上支障があるとき。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第10条 使用者は、施設等を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はふるさと民芸館の管理上特に必要があるときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用

の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) 使用料を納入しないとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(使用料等)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、規則で定める事由に該当するときその他特に必要があるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、第3条第3項の規定により指定管理者にふるさと民芸館の管理を行わせる場合において、相当と認めるときは、第1項の使用料を法第244条の2第8項に規定する利用料金とし、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該指定管理者が行う当該利用料金の減額及び免除並びに還付については、前2項の規定の例により行うものとする。

5 前項の場合における利用料金は、別表に定める使用料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条第1項の規定により使用の停止又は使用の許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(損害賠償の義務)

第14条 使用者その他ふるさと民芸館を利用する者は、故意又は過失によりふるさと民芸館(附属する設備を含む。次条において同じ。)を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めると

きは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第15条 市長は、使用者の遵守事項を定め、かつ、ふるさと民芸館の管理上必要があるときは、使用者その他ふるさと民芸館を利用する者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成18年条例26号・29年5号〕

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の龍門ふるさと民芸館の設置、管理及び使用料条例（平成5年鳥山町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年8月28日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）のうち、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により指定管理者に行わせるものとした業務に係るものは、当該条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成22年3月19日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条、第12条関係）

	使用時間区分		
施設名	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：30
会議室	1,000円	1,500円	2,000円
備考			

- 1 ロビー兼展示場兼直売所その他の施設の使用時間及び使用料については、市長が別に定める。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。